

令和7年度 県立精和病院パーソナルコンピュータ他一式賃貸借契約書

沖縄県立精和病院 院長 屋良 一夫（以下「甲」という。）と、〇〇会社〇〇〇〇〇〇
〇 代表取締役 〇〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、パーソナルコンピュータ他一
式（以下「機器」という。）の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、機器を甲の使用に提供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年7月1日～令和12年6月30日までとする。

（設置場所及び契約対象機器）

第3条 1. 設 置 場 所 : 南風原町字新川 260 番地
沖縄県立精和病院
2. 設置対象機器 : 別紙品名一覧のとおりとする。

（賃貸借料）

第4条 機器の賃貸借料は、総額 〇〇〇〇〇〇〇円とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇〇〇円。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規程並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2. 甲は乙に支払う賃貸借料金は月額〇〇〇〇〇円（税込み）する。

3. 賃貸借料金の計算期間は、各月の初日から月末までの1ヶ月とする。

ただし、1ヶ月に満たない月については日割り計算するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金額 金 円

契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

（支払条件）

第6条 乙は、賃貸借料金を別紙のとおり翌月初めに甲に請求するものとし、甲は乙の発行する適法な請求書を受領日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。

(履行遅延利息)

第7条 契約者は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ未決済部分の金額に対し、円2.5%の割合で計算した金額を違約金として納入者に納付しなければならない。

(保守)

第8条 物件の保守（ウイルス対策ソフトウェアの更新含む。）及び操作方法の指導については、乙が行うものとする。
2. 保守に要する費用は、乙の負担とする。

(所有権表示)

第9条 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を棄損する等、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所)

第10条 甲は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が故意または重大過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。
2. 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしまたは、他の目的に利用してはいけない。
2. 個人情報の取り扱いについては、別紙に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、第2条の規程にかかわらず、自己の都合によりこの契約を解除するときは、
1 ヶ月前に文書をもって乙に通知するものとする。
2. 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書を持って催告し、直ちにこの契約を解除することができる。
3. 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙がその責に帰すべき事由により、契約開始日若しくは猶予期限までに甲が発

注する物品の引き渡しができないとき、又は引き渡しをする見込が明らかにならないとき。

(2) 乙が次のアからオ迄のいずれかに該当することが明らかになったとき。

ア 役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはそのもの又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下暴力団対策法という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を所有していると認められるとき。

（機器の返還）

第14条 前条の規定によりこの契約を解除した場合、甲は機器を速やかに乙に返還しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定めない事項または、この契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙双方で協議し、円滑に解決を図ることとする。

（長期継続契約に係る特約事項）

第16条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結の翌年度以降において、当該契約における甲の歳入歳出予算において、減額または削除があった場合、甲はこの契約を変更、または解除することができる。

2. 前項の規定によりこの契約が変更または解除された場合、甲乙協議のうえ対応を決定する。

(合意管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関して紛争が発生し、訴訟によってこれを解決する場合は、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）を遵守するものとする。

前期契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえその 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 南風原町字新川 2 6 0 番地
氏 名 沖 縄 県 立 精 和 病 院
院 長 屋 良 一 夫

乙 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○ ○○○○○○
○○○○○ ○○○ ○○

【別紙 機器一覧】

No	型名	品名	数量	単位	単価	金額	メーカー	備考					
1	クライアントPC												
	ノートパソコン類												
			1	台									
			94	台									
	デスクトップPC												
			1	台									
			4	台									
	アプリケーション												
			89	式									
			5	式									
< 小 計 >						0							
< 調 整 額 >													
< ご 提 供 額 >						¥0	①						
2	サーバPC1 (アップデートファイル配信/ウイルスチェックソフト定義/windowsパッチ)												
	サーバ												
			1	台									
	アプリケーション												
			1	台									
			9	式									
			1	式									
			424	式									
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
< ご 提 供 額 >						¥0	②						
3	A3カラーレーザープリンタ												
	A3カラーレーザープリンタ												
			1	台									
			1	台									
			1	式									
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
	< ご 提 供 額 >					¥0	③						
4	A3モノクロレーザープリンタ												
	A3モノクロレーザープリンタ												
			1	台									
			3	台									
			1	式									
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
	< ご 提 供 額 >					¥0	④						
5	A3複合機												
	A3カラーインクジェットプリンタ												
			19	台									
			19	式									
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
	< ご 提 供 額 >					¥0	⑤						
6	ネットワーク機器類												
	NAS												
			1	台									
			1	台									
	UPS												
			1	式									
			1	式									
			1	式									
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
< ご 提 供 額 >						¥0	⑥						
7	作業・資材												
	作業費												
			1	式			—						
			0	式			—						
			0	式			—						
	資材費												
			1	式	0	0	—						
	< 小 計 >					0							
	< 調 整 額 >												
< ご 提 供 額 >						¥0	⑦						
合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)						¥0	(税別)						